

第48号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「負担付き」を「負担付き」に改める。

第7条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

別表第1中 「

隠岐大峯山風力発電所	1,800
------------	-------

」を

「

志津見発電所	1,700
隠岐大峯山風力発電所	1,800
江津高野山風力発電所	20,700

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。